

## (一社)新潟県子ども会育成連合会表彰規定

昭和53年4月15日制定

昭和63年5月15日一部改正

平成18年5月14日一部改正

平成20年5月18日一部改正

### (目的)

第1条 活動業績の顕著な子ども会ならびに助成者（組織を含む）を表彰して、今後の子ども会の振興をはかる。

### (被表彰団体〔者〕)

第2条 表彰の対象は、次のとおりとする。

#### 1. 団体表彰

子ども会、指導者組織でおおむね7年以上にわたり継続して活動し、その業績顕著なもの。

#### 2. 個人表彰

この会の会員で指導者、育成者として、おおむね5年以上にわたり、その業績顕著なもの。

### (推せん者および推せん方法)

第3条 被表彰者団体（者）の推せんは、次の区分にもとづいて、市町村子連および市町村育成組織以外は、市町村子連が行う。

ア、単位子ども会

イ、ジュニア・リーダー

ウ、指導者・育成者およびその組織

エ、市町村子連および市町村育成組織

市町村子連および市町村育成組織の推せんは、本会の理事会が行う。

#### 2. 推せん様式は別に定める。

### (選考)

第4条 選考は、別に定める選考委員会で行う。

選考委員は理事会の議を経て会長が委嘱する。

### (表彰)

第5条 表彰は原則として本会の年次総会で行う。

被表彰団体（者）には、表彰状ならびに記念品を贈呈する。

### (感謝状の贈呈)

第6条 本会または県下子ども会の振興に特に尽力された団体（者）及び子ども会員として永年活動した者に感謝状を贈呈することができる。

第7条 削除

### 付 則

1. この規定は、昭和53年4月15日より施行する。

2. 全子連表彰の推せんは、原則として市町村子連の申請にもとづいて、選考委員会の議を経て行うものとする。

補 則 第6条該当者（子ども会員として永年活動した者）は、高等学校3年生以上とする。